

○公立大学法人公立鳥取環境大学の授業料等及びその他の料金に関する規程

平成24年4月1日

鳥取環境大学規程第53号

(趣旨)

第1条 公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）の検定料、入学料、授業料（以下「授業料等」という。）及び証明書交付手数料等（以下「手数料等」という。）に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(検定料、入学料及び授業料)

第2条 本学に入学を志願する者は検定料を、入学する者は入学料を、在学する者は授業料を納めなければならない。

2 検定料、入学料及び授業料の額は、別表1のとおりとする。

(検定料及び入学料の免除)

第2条の2 理事長は、学業優秀と認められる場合及び特に必要があると認められる場合は、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 理事長は、特に必要があると認められる場合は、検定料の全部又は一部を免除することができる。

3 検定料及び入学料の減免に関する規程は、別に定める。

(授業料の納入)

第3条 授業料は、次の前期及び後期の2期に区分して、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納入期限までに納入しなければならない。ただし、科目等履修生、委託生、特別聴講学生、聴講生及び研究生の納入時期については、理事長が別に定める。

区分	納期
前期（4月1日から9月30日まで）	5月31日
後期（10月から翌年3月31日まで）	11月30日

2 前項の規定にかかわらず、願い出により延納を許可することがある。願い出は授業料延納申請書（別記様式1）により行う。

ただし、授業料を滞納している者は、延納の申請をすることはできない。

3 前項の規定により、延納の許可を受けた者はその期の末までに授業料を納入しなければならない。ただし、その期の末に学則に定められた修業年限又は在学年限を満了する者は、その期の末月の前々月末までに授業料を納入しなければならない。

(復学等の場合の授業料)

第4条 前条第1項の前期又は後期の中途において復学又は再入学（以下この項において「復学等」という。）をした者は、当該期分の授業料として年額の12分の1に相当する額に復学等の日に属する月から復学等の日に属する期の最後の月までの月数を乗じて得た額を、復学等のした月の末日までに納入しなければならない。

(学年の中途卒業者の授業料の納入)

第5条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納入しなければならない。

(退学者の授業料)

第6条 前期又は後期の中途で退学又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学中の授業料)

第7条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月

までの授業料を免除する。ただし、休学の開始日が月の初日の場合は当該月からとする。

(授業料の免除)

第8条 理事長は、経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他特に必要があると認められる場合は、授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の減免に関する規程は、別に定める。

(長期履修学生に係る授業料の額)

第9条 大学院の学生で、長期履修を認められた学生の授業料の額は、長期履修を認められた期間(以下「長期履修期間」という。)に限り、第2条第2項の規定にかかわらず、標準修業年限の年数に授業料の額を乗じて得た額を、長期履修期間の年数で除して得た額(当該額に10円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。)とする。

2 長期履修の許可を取り消された場合には、当該取消しのあった年度以降の授業料の額は、第2条第2項の授業料の額とする。なお、当該許可を取り消された年度にあつては、第2条第2項の授業料の額と既に年度内に納入した授業料の額との差額を理事長が別に定める日までに納入しなければならない。

3 長期履修期間中に授業料が改正された場合の授業料の額は、第1項の規定により、改正後の授業料の額で再計算した額とする。

4 長期履修期間が終了した後もなお在学する場合の授業料の額は、第2条第2項の授業料の額とする。

(授業料等の不還付の原則)

第10条 納入された検定料、入学料及び授業料は還付しない。ただし、休学を許可され、若しくは命ぜられた学生に係る授業料又は他の規程に減免の定めのある入学料については、この限りでない。

(手数料等)

第11条 手数料等は、別表2のとおりとする。

2 前項にかかわらず、他の規程等において料金の定めのあるものについては、当該規程に従うものとする。

3 理事長は、特に認めた場合は、料金を減免することができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第37号)

この規程は、平成25年9月13日から施行する。

附 則(平成26年規程第10号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第20号)

この規程は、平成27年4月1日から施行し、第10条ただし書に規定する入学料は、平成27年度に入学した者が前年度中に納入したのから適用する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第59号)

この規程は、平成28年9月7日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

附 則(平成30年規程第1号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第32号）

この規程は、平成30年11月16日から施行し、平成31年度に入学する者が、前年度に納入する入学料から適用する。

附 則（令和2年規程第26号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第27号）

この規程は、令和3年12月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年規程第7号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

区分		学部	大学院	
検定料	学生 一般	17,000円	30,000円	
	学生 編入学 転入学 再入学	30,000円		
	科目等履修生 委託生 特別聴講学生	9,800円	9,800円	
	研究生	9,800円	9,800円	
入学料	学生	県内者	188,000円	188,000円
		県外者	282,000円	282,000円
	科目等履修生 委託生 特別聴講学生	県内者	18,800円	18,800円
		県外者	28,200円	28,200円
	研究生	県内者	56,400円	56,400円
		県外者	84,600円	84,600円
授業料	学生	年額 535,800円	年額 535,800円	
	科目等履修生 委託生	一単位につき 14,800円	一単位につき 14,800円	
	特別聴講学生 聴講生	一単位につき 14,800円	一単位につき 14,800円	
	研究生	月額 29,700円	月額 29,700円	

備考

- 1 県内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上鳥取県内に住所を有している者
 - ロ 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上鳥取県内に住所を有している者
 - ハ 理事長がイ又はロに掲げる者に準ずると認める者
- 2 県外者とは、県内者以外の者をいう。

別表 2 (第 11 条関係)

手数料等収納対象		料金	備考
項目	対象者		
証明書等交付 卒業証明書 成績証明書 単位習得証明書 修了証明書 その他の証明書	卒業生	420円	在学生は無料
仮学生証貸出	学生	100円	
追試験受験願	学生	1,000円	
再履修願	学生	10,500円	
コピー機使用料	教育職員	モノクロ 5円/枚 カラー 20円/枚	教育研究棟及び図書情報課のコピー機が対象
有料コピー機使用料	使用者全員	モノクロ 10円/枚 カラー 20円/枚	情報メディアセンター有料コピー機対象
電話・FAX使用料	教育職員	電話の使用実績	教員研究室の電話が対象
ネットワークプリンター	教育職員・学生	1ポイント 5円 1枚/A4 モノクロ 1ポイント カラー 4ポイント A3サイズはA4サイズの倍とする	学生は2,000ポイントまでは無料 A3以下のサイズはA4と同じポイント数とする
教職員証再発行料・学生証再発行料	職員・学生	3,000円	当初は無料、再発行時に徴収
駐車許可カード再発行料	職員・学生	3,000円	
情報システムパスワード再発行手数料	職員・学生	500円	
パソコン貸出料	学生	500円/日	故障修理時の代替機貸出を除く
大学等図書館間文献複写料金	他大学等図書館	40円/枚	白黒のみ、A3・A4・B5・A5サイズのみ
その他		理事長が別に定める	

別記様式1（第3条関係）

（申請日） 年 月 日

公立大学法人公立鳥取環境大学理事長 様

学部・学科
学籍番号
本人氏名 印
郵便番号
保証人住所
保証人氏名 印
電話番号

授業料延納申請書

公立大学法人公立鳥取環境大学の授業料等及びその他の料金に関する規程に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1. 対象学費 _____年度_____期授業料

2. 申請理由

()

3. 納入期日

前期授業料：9月30日（修業年限又は在学年限を満たす者は7月31日）

後期授業料：3月31日（修業年限又は在学年限を満たす者は1月31日）

※ 前期は当該年度の4月～9月、後期は10月～3月とする。

【申請に際しての注意事項】

納入期日までに所定の授業料の納入がない場合の取り扱いについて

- ・納入を滞納した者には督促を行い、なお納入がないときは、除籍となる場合があります。
- ・授業料を滞納している者は、延納の申請をすることはできません。